

埼玉県下水道局撮影利用のための手引き

平成25年5月 1日施行

平成30年3月22日改正

令和3年12月 6日改正

埼玉県下水道局は、埼玉県流域下水道の水循環センターの施設を活用し、テレビ、映画等の撮影を受入れています。撮影利用をご希望の方はこの手引きによりお申し込みください。

1 手引きの対象

この手引きの対象となるのは、下水道局が管理する施設で行う、営利を目的とする写真、映画、テレビ等の撮影です。

2 利用可能区域

下記の水循環センターの施設の中で、その管理者(各下水道事務所長)が下水道の維持管理や工事等の施設の管理(以下、「施設の管理」という。)に支障がないものとして使用を認める区域です。

- ・新河岸川水循環センター 和光市新倉6-1-1
- ・中川水循環センター 三郷市番匠免3-2-2
- ・元荒川水循環センター 桶川市小針領家939
- ・古利根川水循環センター 久喜市吉羽772-1

なお、荒川水循環センター(戸田市)、新河岸川上流水循環センター(川越市)、市野川水循環センター(滑川町)、荒川上流水循環センター(深谷市)、小山川水循環センター(本庄市)は、撮影利用を受入れません。

3 利用可能な日時

原則として土日祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く

8:45～17:00

これ以外の場合は各下水道事務所にお問い合わせください。

4 申込み方法・手続き

撮影を検討される場合、各下水道事務所に電話で御相談の上、原則として撮影予定日2週間前までの日で、下見・事前調整の日程を調整し、撮影等事前調整申込書(別紙)を提出してください。事前調整の結果、撮影が可能と判断される場合は、固定資産使用許可申請書(別紙2)を提出していただきます。許可を受けた上、使用料を前納してください。

なお、詳細は各下水道事務所にお問い合わせください。



5 使用許可基準

施設の管理に支障がないと判断され、かつ下記の使用許可基準に合致する場合に固定資産使用許可を受け、使用することができます。

[使用許可の基準]

- (1) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。
- (2) 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益にならないと認められること。
- (3) 施設を損傷するおそれがないこと。
- (4) 騒音、煙等によって周辺環境を悪化するおそれがないこと。
- (5) 現場管理者を配置し、撮影現場の管理が適切に行われること。
- (6) その他、管理者が指示する事項を遵守して行われること。

6 使用料金

使用料金は、使用の面積にかかわらず1箇所あたりの料金で、下記のとおりです。

[使用料金]

- (1) 土日祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日の
8：45～17：00の時間帯
1日 40,000円(消費税込)
半日 20,000円(消費税込)

※半日とは時間帯のうち4時間をいいます。4時間を超える場合は1日の料金となります。

- (2) (1) 以外の時間帯
1時間 10,000円(消費税込)

注：

- ① 一箇所とは一つの連続した区域です。撮影のために移動する通路等は区域とはなりません。

例 ・ 撮影場所を移動して2箇所で撮影した場合は2箇所の料金となります。
・ 撮影場所と控室として会議室1室を利用した場合は2箇所の料金となります。

- ② 準備、後片付けの時間を含みます。

7 使用許可の条件

当日は使用許可の条件を守って撮影してください。条件は原則として下記の通りです。当日、条件が遵守されていないと担当者が判断した場合は、撮影を中止していただきます。なお、この場合は既に納付された使用料は返還しませんのでご注意ください。また、大規模地震などの緊急事態発生時は担当者の指示に従ってください。

[使用許可の条件]

- (1) 許可区域以外には立ち入らないこと。
- (2) 不可抗力その他の理由で撮影に起因し施設に損害を与えた場合は、管理者の指示により現状回復を行うこと。
- (3) 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し現状復帰すること。
- (4) 現場管理責任者は携帯電話によって常時連絡が可能な状態とすること。
- (5) あらかじめ調整した以外の事項は速やかに担当者に報告し指示を受けること。
- (6) 近隣からの苦情、問い合わせ等があった場合は責任を持って対応すること。
- (7) 撮影に必要な電源は、撮影者が用意すること。
- (8) 入場者の氏名、車両の登録番号はあらかじめ届け出ること。
- (9) 撮影に関するポスター等の提供、撮影した事実及び撮影現場の写真のホームページ掲載、クレジットの掲出など下水道局の広報に協力すること。
- (10) 注意事項をスタッフ全員に周知し、当日は担当者の指示に従うこと。
- (11) 撮影中の事故に対して埼玉県下水道局は一切の責任を負わない。
- (12) 次の各号に該当する場合を除き使用料は還付しない。

① 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき

② 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用することができないとき

注：事前調整の結果、使用許可の条件は追加される場合があります。

8 問合せ先

撮影の問合せは下記の下水道事務所へ御連絡ください。また、この手引き及び全般的な事項は下水道管理課までお問い合わせください。

○各水循環センターの問合せ先

水循環センター	下水道事務所	担当	電話	電子メール
新河岸川	荒川右岸	総務・管理担当	048-466-9410(直通)	j728550@pref.saitama.lg.jp
中川	中川	総務・管理担当	048-952-9080(代表)	q529080@pref.saitama.lg.jp
元荒川	荒川左岸北部	総務・管理担当	048-728-0016(直通)	n291010@pref.saitama.lg.jp
古利根川	〃	〃	〃	〃

○この手引き及び全般的な事項

下水道管理課企画・調整担当

電話：048-830-5440（直通） 電子メール：a5440@pref.saitama.lg.jp